

広島県告示第五百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十一年広島県告示第二百八十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）八・六・三〇五号西広島駅己斐本町線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月十七日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十四年広島県告示第九百七十号及び平成三十一年広島県告示第二百八十九号の事業地のうち、広島県広島市西区己斐本町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし